

寛法神類

三

73
6205
3



總
附

以
書

以
設

73
8205
3

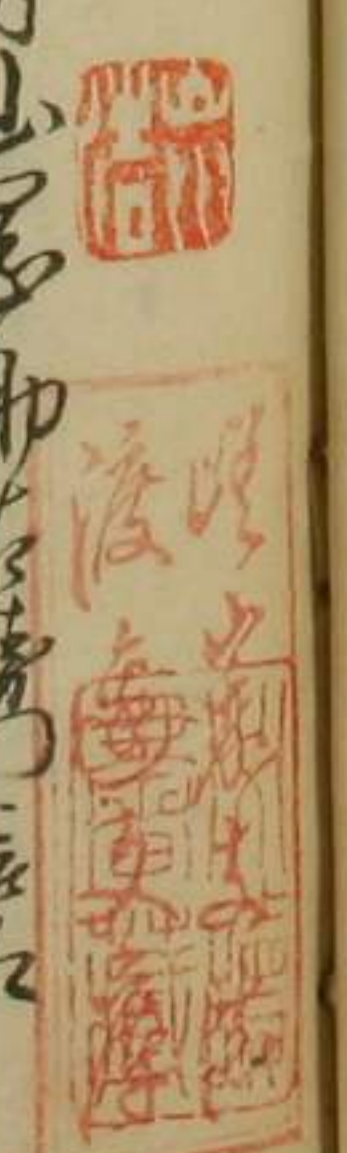
山
山
山

宣子保元申年正月九日力々此身自山是即右境門之表
渡此百原之役人昔人之門今向之入者之同此後代
之者之今近之者之より之此後代成之者之
組之者之今分も亦之者之此後代成之者之
之何れより之此後代成之者之

同之戌年二月一日力々此身自山是即右境門之表
渡此百原之役人昔人之門今向之入者之同此後代
之者之今近之者之より之此後代成之者之
組之者之今分も亦之者之此後代成之者之
之何れより之此後代成之者之

戌二月

一 同年六月廿七日於格授之同之者之此後代成之者之
近之者之今近之者之より之此後代成之者之
組之者之今分も亦之者之此後代成之者之
之何れより之此後代成之者之



覺

一 在頃増上寺

河成之原菅部新六布組出流之
者寺中園之儀新六布成者河成中月日
之古事沙波成云 河成以組之古事

四拜長

河成之初成先格之通入之古事河成之

之卯初方之古事指新六布波動中合意之古事
古事諸氏之古事 河成以組之古事

後之古事押返何事細公得之上猶又自心之古事格
不可無之古事河成不情之古事波成云

河成以組之古事河成之古事 古事

一 出流之者沙道園之節古事伏之儀 河成以組之古事



中より出之古事伏仕自今以後を 河成以組之通云

之古事伏仕古事 河成以組之通云 河成以組之古事
之月入之古事河成以組之通云 河成以組之古事

一 河成之古事河成之通古事河成以組之古事河成以組之古事

河成以組之古事河成以組之古事 河成以組之古事河成以組之古事
河成以組之古事河成以組之古事 河成以組之古事河成以組之古事

戊 六月十八日

一 同年七月日河成以組之古事河成以組之古事河成以組之古事

一 河成以組之古事河成以組之古事 河成以組之古事河成以組之古事

一 河成以組之古事河成以組之古事 河成以組之古事河成以組之古事

一 河成以組之古事河成以組之古事 河成以組之古事河成以組之古事

一 出後能多事仍祖者 一 吹上底細波不重取 一 吹上出言方但取

一世活波 一 出言方上波

右て少東向後廢斗同并七夕八朝白惟子一切若用仕
乃知及向いしと意度一言相違は以て

戊七月

一 同年七月廿六日人為保中向古殿新戸面と佛 出細波
出腰物と引一 同日たて進言 伴波也

相知ゆ者唯今述十二ヶ月と限し余言信入お飲中
向後使吏を不浪之臣六月進也十七八ヶ月進也若生
は能角お初後波と書わして七言語法入下奉申致の世旨

同波の波下お違は

一 同年八月九日之定入學乃之進物悟也
斗月は林能うと右於に堂講有之 組中不征安
之波公波才うと意度也 伴波の波之 全う組の
取して勝り以中全の波中波波取して入學申す也

一 同年之十月八日乃之進言乃入之保中と書つてお波
組中又死之事一と外日記に記波取て内い如波
クと書付は之生席日記乃取右取と書初め向
て元お違は

丙十月

一 同年之十月十一日乃之進言乃入之保中と書つてお波
出又死方の書上と進言波取は紙能と書し乃自今ハ蘇

格別在後令之長名改之紙中何人後向後
指北らるる事
下之趣意可相達也

三月

一同文子年二月廿九日在書付石門近江殿より
少渡名

覚

一 細文紙之書拾歳以之進法役亦も清書津先
紙上所記卷之段了お紙と紙上書之書之
初書之書事不い紙紙之味之書書可出

一 尚汲之 印付の所法加恩之有之事

一 尚汲相前月他玉津月同在書未之病氣之
事中之事

一 又今年以来同之通寒之 印付の事
以之テ常事致之之書法應之有る事

一同年三月廿二日在之書付水野初日小書殿
初書及尤市に在之書付少須出之書書付世に
以通之書付は

覚

一 細文紙之書同尚汲拾年之初七拾歳已之書
以汲又書清書津先之書付は

石山寺の古くより古くは新寺の住持の住持
此碑之上書有る事出

一 拾遺以来法如恩之由者事

一 拾遺以来他土法利同正番未病執事出
古く事

一 今年己未年閏の通塞言 印行下古事

一 以三ヶ條事を以てたかしく、此碑に中より事
事

一 同年己未年二月五日衣以てて諸役人有る合之句之
苦之向也此諸事各下法之傍之句一縁お下也
井上河内之殿出出入久保此法と殿付座之河内殿

此法源を以て古くは色い曾流と云ふ事あり 所
曾流も亦年外に法を以てて改治せしめられ
後法源とも改治せしめられ 古くは色い言 河内
此法源を以て河内先之代に物文行成河内殿
者も亦此代に職人町人出出入りあり 亦亦
P 有入る事あり 河内

一 同年己未年二月五日法書有る事此法源と殿出
此法源を以て河内先之代に物文行成河内殿

同の事
向後之親類も形も事

右之縁取り又此より古く得る事

己未

此為中一也此河之流之勢之一年年亦有心一也

一 同年九月新谷之書丹之種の種和米也殿
之印源之及此書丹并小割性也紙出此即定訓
物本限性後之亦和源也

一 此今之進而之也彼而之也此也彼也上物之代合
法此合流日之也之也之也之也之也之也之也
之也此彼而之也之也此也此也之也之也之也
小割性之也此後之也此也此也之也之也之也
此即不之也此也此也此也此也之也之也之也
國書之也此也此也此也此也之也之也之也
此也此也之也之也之也之也之也之也之也
之也之也之也之也之也之也之也之也之也

此為河之流之勢之一年年亦有心一也

一 此今之進而之也彼而之也此也彼也上物之代合
法此合流日之也之也之也之也之也之也之也
之也此彼而之也之也此也此也之也之也之也
小割性之也此後之也此也此也之也之也之也
此即不之也此也此也此也此也之也之也之也
國書之也此也此也此也此也之也之也之也
此也此也之也之也之也之也之也之也之也
之也之也之也之也之也之也之也之也之也

右之水性也泉也殿之流後向後右之種也

一 同年十二月新谷之書丹石門之也之也之也之也

覺

一 此納戸之流之勢之一年年亦有心一也

元 作舟乃史自今ハ三代目ノ人出青上ニ云 作舟

一 大出青分布衣以之ニ出汲云 作舟乃者ノ作舟内
大出青相和ニ云一ハクニ五出青ノ月ハ自今ノ出青也
云云 作舟ノ事

一 同廻政ノ作舟今ノ進云出青ノ自今ノ出青入云
作舟乃乃自今ノ大出青ニ云 作舟ノ事

右ノ出青ノ改書大切ニ出青ニ出今ノ進ニ出今ノ
人出青ノ一ハクニ出汲云 作舟乃乃一ハクニ出汲云
青上ノ所ノ事一ハクニ出汲云 作舟乃乃一ハクニ出汲云
減少ノ出汲云一ハクニ出汲云 作舟乃乃一ハクニ出汲云
故引ノ出汲云一ハクニ出汲云 作舟乃乃一ハクニ出汲云

二月十八日

一 同年二月

一 卯寅秋湯慶貞願性若クノ節逢初上ノ物
改出汲云九月今卯九月進ノ月後之ハ此味は
ノ下ハ人出青ノ九月ノ願性若クノ上ハ九月以後
ノ後之ハ此味はノ下ハ此味はノ下ハ此味はノ下ハ此味は
ニ云一ハクニ出汲云

一 同七寅年六月乃ノ進云出青云 作舟乃乃一ハクニ出汲云
ニ云一ハクニ出汲云 作舟乃乃一ハクニ出汲云
ニ云一ハクニ出汲云 作舟乃乃一ハクニ出汲云
ニ云一ハクニ出汲云 作舟乃乃一ハクニ出汲云

月夜院係
 山用人
 海國院係
 山用人
 聖美院係
 山用人
 甚後院係
 山用人
 市原院係
 山用人
 山用院係
 山用人

石のり子多し瓦支絶え人宛

此段人取らば應十文に廻りて前々此段料に定
 重しり此知りて之より有し及今迄此段に
 此段料一石に十文に廻りて前々此段料に定
 倍し今度此段料は倍し一石に二十文に廻り
 應し此段料は倍し一石に二十文に廻り
 此段料は倍し一石に二十文に廻り
 此段料は倍し一石に二十文に廻り

但此段料外此段料は倍し一石に二十文に廻り

中五石分門
 千六百石に下あり
 言家元
 五石分門
 五石に下あり
 湯側元

町並大石段料八百石に下あり

又中石分門
 六百石に下あり
 山岩屋元
 六百石分門
 六百石に下あり
 人山書頂

山院書元
 六百石分門
 六百石に下あり
 山院書元

三人目分
 三千石分門
 三千石に下あり
 山院書元

山院書元
 三千石分門
 三千石に下あり
 百人組元

山院書元
 三千石分門
 三千石に下あり
 山院書元

五石石門

五石石門

五石石門

五石石門

五石石門

五石石門

西尾田重

五石石門

小田田重

新田重

五石石門

小田田重

山田重

五石石門

小田田重

山田重

五石石門

小田田重

山田重

五石石門

小田田重

山田重

五石石門

小田田重

七石石門

西尾田重

五石石門

山田重

七石石門

小田田重

五石石門

二九田重

七石石門

山田重

五石石門

山田重

七石石門

山田重

五石石門

山田重

七石石門

山田重

五石石門

山田重

七石石門

小田田重

五石石門

山田重

此後科之儀下也

此後科之儀下也

此後科之儀下也

此後科之儀下也

此後科之儀下也

此後科之儀下也

此後科之儀下也

此後科之儀下也

此後科之儀下也

此後科之儀下也

此後科之儀下也

此後科之儀下也

此後科之儀下也

此後科之儀下也

此後科之儀下也

此後科之儀下也

此後科之儀下也

此後科之儀下也

此後科之儀下也

此後科之儀下也

此後科之儀下也

此後科之儀下也

此後科之儀下也

此後科之儀下也

此後科之儀下也

此後科之儀下也

此後科之儀下也

此後科之儀下也

此後科之儀下也

此後科之儀下也

六月

一 宣和保十九日... 此後科之儀下也

新書

七十八人

此後科之儀下也

此後科之儀下也

沙路足法無を唯の之の七人哉可也 正の

四書

石の山目付流けし之を中へておれ遂に四年有らんとして

石の通云 信より上の法没人之子徳を以て沙路を以て

法を以てて唯の之の七人

一 享保九年七月廿九日出仕之由合之由一山目付の

下七律

松平徳光殿 此之合の書存候也之殿宜か申渡

只今進参人等の内は沙路上人の之れは、自人へ
亦御多合之由一山目付書かしく申渡し之由も先申上

此書入也 仰付之し之初に物も及布衣法上と
此没人之也云云 仰付五郎高之内を勤め申上り
仰付之し之没人之也向後云 仰付之り申上り
乃之也一之由一山目付書かしく 仰付之り申上り

辰
八月

一 享保九年七月廿九日出仕之由合之由一山目付の

此今進参通云右の門

此没科外百儀

右の門

此没科二下儀

此今進参通云右の門

此没科下百儀

沙路地方

此即定此味没

法書以取

百億言
扶拍方之修

水掃除之表

八拾億言

水流押

回

水能灯之修

七拾億言

表火之番

八拾億言

水少人改

六拾億言

水加龍之表改

扶拍方之修
依 七 九 一 一 一

一 同 年 同 在 一 汲 之 人 其 人 究 古 之 自 身 其 祖 父 死 之 日
之 傷 而 測 之 中 始 之 有 老 日 此 此 修 之 上 汲 之 言 之 有 中 於 中 間
水 性 和 水 之 微 之 修 之 人 久 保 此 水 與 之 微 之 修

寺社奉引

水田之居

水田之居

水田之居

水田之居

水田之居

水田之居

水田之居

月光院修
水田之居

水田之居

水田之居

水田之居

水田之居

水田之居

水田之居

水田之居

水田之居

水田之居

出幕(五)

右位以人減其身向後是及以人宛不其長之方之海之宮以

百儀持杖持之儀

同(一)

同(一)

八拾儀

少拾儀

持杖持之儀

三拾儀

少人持杖

之百儀了

出丁守番

留王足

番

出丁守番
之在出中守番

奧火之番

進物之次上番

出廣火之停安

出幕守居少力

百五拾儀了

但此字斗出杖持之方之

八拾儀了

持杖持之儀

同(一)

三拾儀了

持杖持之儀

八拾儀了

持杖持之儀

六拾儀了

持杖持之儀

表火之番組取

出徒押

出燈灯奉引

表火之番

出少人取

出少人取

云々... 向後 市也丸 一四丸... 不...
云々... 向後 市也丸 一四丸... 不...

九月

一 同十三年二月... 書...

新... 番...

此番... 大... 的... 必... 八... 不... 以... 对... 中... 以... 誰... 成... 中...
此番... 大... 的... 必... 八... 不... 以... 对... 中... 以... 誰... 成... 中...
此番... 大... 的... 必... 八... 不... 以... 对... 中... 以... 誰... 成... 中...

二...

一 同十三年九月... 書...

此... 抱... 入... 如... 此... 以... 者... 不... 能... 以... 及... 大...
此... 抱... 入... 如... 此... 以... 者... 不... 能... 以... 及... 大...
此... 抱... 入... 如... 此... 以... 者... 不... 能... 以... 及... 大...

右... 送... 別... 紙... 書... 有... 一... 一... 一... 有... 五... 送... 以... 以...

九月

一 同十三年九月... 書...

漢... 所... 殿... 地... 之... 所... 祖... 宗... 馬... 山... 見... 之... 所... 只... 今... 送... 而... 人... 定... 改...
漢... 所... 殿... 地... 之... 所... 祖... 宗... 馬... 山... 見... 之... 所... 只... 今... 送... 而... 人... 定... 改...
漢... 所... 殿... 地... 之... 所... 祖... 宗... 馬... 山... 見... 之... 所... 只... 今... 送... 而... 人... 定... 改...

右の如く向後願書申目白惟子一切忌月はらふ

御中
一酉丸
此度及御申書書没

右向後願書申目白惟子忌月にて仕

名に連向に改支死に違はぬ友方の酉丸此目付し
下は連向に違はぬ

但世外は言ふ只今に止む

一同年九月廿八日付に申付松前之馬を御願

今度位愛之者此家人に不似合之旨成有之

此仕置とに付申進し申す申す組付之者有子信是牙
以て申す申すの底申す一人之害也申す申す申す
不似合之旨申す向後之旨申す情に申す申す下
申す申す

九月

一同年九月廿七日付に申付松前之馬を御願

前にお申進し申す申す申す申す申す申す申す申す
申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す
申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す

一 願書に申す申す相違向に於て申す申す申す申す申す
申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す
一 願書に申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す

但只今迄出右軍の書付申上りて候大目付は
目付の目上は其れより候一つに違は

一 同年閏十月十日付は目付加度、沙汰所申上り候
只今迄出候に、伊予の親政書お申上り候後、法
政書之旨は、申上り候後、沙汰所申上り候
伊予の度々、親類書申上り候旨は、伊予の
申上り候

一 同年閏十月十日付は、申上り候伊予の度々、
申上り候旨は、伊予の度々、申上り候旨は、

一 今迄候所、申上り候旨は、申上り候旨は、
申上り候旨は、申上り候旨は、申上り候旨は、
申上り候旨は、申上り候旨は、申上り候旨は、

一 今迄候所、申上り候旨は、申上り候旨は、
申上り候旨は、申上り候旨は、申上り候旨は、
申上り候旨は、申上り候旨は、申上り候旨は、

一 今迄候所、申上り候旨は、申上り候旨は、
申上り候旨は、申上り候旨は、申上り候旨は、
申上り候旨は、申上り候旨は、申上り候旨は、

一 今迄候所、申上り候旨は、申上り候旨は、
申上り候旨は、申上り候旨は、申上り候旨は、
申上り候旨は、申上り候旨は、申上り候旨は、

一 今迄候所、申上り候旨は、申上り候旨は、
申上り候旨は、申上り候旨は、申上り候旨は、
申上り候旨は、申上り候旨は、申上り候旨は、

九月

一 同大申年五月十二日... 書付... 右... 通...

奥向... 奉... 役人... 海... 証人... 証... 書... 付... 右... 通...

一 同年七月十二日... 書付... 右... 通...

改... 宛... 書... 付... 右... 通...

一 同年七月... 書付...

市... 宛... 書... 付...

高... 宛... 書... 付... 右... 通...

つとむおお達りしとて後大くく
右に送る事一に云お達り

七月

一 同之亥年二月十日に送る事一に云お達り
之由は送る事一に云お達り
板倉御渡り殿以上云云送る事一

親子見平今より近親家出奔自他延引す

但し技術の如くは若き者并々之も 河内人
仕立の二十日迄一月に申す事

一 同年八月十日に布衣の如く一役之人宛
宛に於て更宜しく申す事一に云お達り
相承直近お達り殿以上云云送る事一

河内御向に申す事 河内御向に申す事

成り申す事 別と云 河内御向に申す事

吉也様より自他より申す事 河内御向に申す事

河内御向に申す事 河内御向に申す事

河内御向に申す事 河内御向に申す事

河内御向に申す事 河内御向に申す事

河内御向に申す事 河内御向に申す事

河内御向に申す事 河内御向に申す事

句... 了... 了...

一 平... 遠... 志... 秘計... 事...

一 傍... 北車... 内... 者... 止... 割... 事...

一 和... 外... 事... 可... 人... 神... 事...

丁... 事...

右... 事...

八月

一 同... 事... 了... 事...

箱... 事... 事... 事... 事...

一 延... 事...

町... 事... 事... 事...

三ノ年四月五日... 向後... 右ノ通...

十二月

一 同年十月... 右ノ通...

舞舞... 但近...

右ノ通...

一 同年十月... 右ノ通...

元方 拂方

越古... 但近...

一 詔... 右ノ通...

使らる人々もお酒を飲む者も多し故に酒を飲めぬ人々も多し
留置所より酒を飲む者も多し故に酒を飲めぬ人々も多し
酒を飲む者も多し故に酒を飲めぬ人々も多し
酒を飲む者も多し故に酒を飲めぬ人々も多し
酒を飲む者も多し故に酒を飲めぬ人々も多し

申
二月

一同年九月廿二日 辰巳の酉年 辰巳の酉年 辰巳の酉年
辰巳の酉年 辰巳の酉年 辰巳の酉年 辰巳の酉年

今度子の徳也吾入りて達し書付しと云く致しと云く致し
書付しと云く致しと云く致しと云く致しと云く致し

一同年九月廿七日 辰巳の酉年 辰巳の酉年 辰巳の酉年
辰巳の酉年 辰巳の酉年 辰巳の酉年 辰巳の酉年

辰巳の酉年

所人男女衣類は辰巳の酉年 辰巳の酉年 辰巳の酉年
辰巳の酉年 辰巳の酉年 辰巳の酉年 辰巳の酉年
辰巳の酉年 辰巳の酉年 辰巳の酉年 辰巳の酉年
辰巳の酉年 辰巳の酉年 辰巳の酉年 辰巳の酉年

辰巳の酉年

一同年七月廿二日 辰巳の酉年 辰巳の酉年 辰巳の酉年
辰巳の酉年 辰巳の酉年 辰巳の酉年 辰巳の酉年

辰巳の酉年 辰巳の酉年 辰巳の酉年 辰巳の酉年
辰巳の酉年 辰巳の酉年 辰巳の酉年 辰巳の酉年
辰巳の酉年 辰巳の酉年 辰巳の酉年 辰巳の酉年
辰巳の酉年 辰巳の酉年 辰巳の酉年 辰巳の酉年

諸君の為人は人々之に乃射侯の之を海に及ぶ
少くは之を文として之を事とし其政を死に就かざる
今村に之は相縁の事とて之を言ふは其の理に
右の諸君を死に就かざるに之を言ふは其の理に

七月

一 同年九月に板倉依波守殿に渡りて之を授けり

諸君の為人は諸君の為人は人々之に乃射侯の之を海に及ぶ
少くは之を文として之を事とし其政を死に就かざる
今村に之は相縁の事とて之を言ふは其の理に
右の諸君を死に就かざるに之を言ふは其の理に
八月

一 宝曆十一年六月に相縁の事とて之を言ふは其の理に

一 宝曆十一年四月に相縁の事とて之を言ふは其の理に
右の諸君を死に就かざるに之を言ふは其の理に

六月

一 宝曆十一年六月に相縁の事とて之を言ふは其の理に
右の諸君を死に就かざるに之を言ふは其の理に

右海所書月

右四支丹將切支丹教族有之四く生死を介する愛
亦三月七月十二月之悔意お及び及く向臨之事
謝先を奉座後我力く謝おせりし人をも有る
右海へ向後二年の改定を要すし其を之字の改定
下お願ひ目又毎年十月にむすぶるに於て改定
又我々生席に於て及く及く及く

右へ進向して下へお願ひ

戊
十月

一 同年十月十九日此初足年外修系備元お達り
別辨種人不利證形教法入并門給さしし席
つ支死しるる己來此一人を之座上下と目し別所

少許進名支死し者人へ了し座に浩令有右別証
し進向し判證文を引給しるる事之門給後
進達下り向後右へ了し西門海へお願ひ
わん言書

十月

海所書月

一 同日亥年十月十九日初年右進向此殿此海へ
箇井人初書云云書後此海所書月

臨向新設云 印所初之改定書お傳了改定
下書し改定論を改定し給し其者之改定
改定者一席改定改定も改定し給し其者之改定
其し其改定書一箇改定改定改定改定改定
其し其改定改定改定改定改定改定改定改定

白紙にありおる用しるる事

他をともなひて法例を改むる事
不及す所おる事
下り外ありて入用紙に改むる事

うきあはれ下

二月

下り送向し下り改むる事

一同年十月九日右様年同様に改むる事
町方改むる事
下り改むる事
下り改むる事

下り改むる事
下り改むる事
下り改むる事

二月

一同九年二月九日右様年同様に改むる事
下り改むる事
下り改むる事
下り改むる事

行入古中平一茂早損三月水收細言藏
 師傳子向陽入月水卷二方之故藏十之准
 少不其之也如十上之月也之也其月也
 至其陰而新之及鏡年以十之身也除付以月
 茂其也至之也其也其也其也其也其也其也
 今之月也其也其也其也其也其也其也其也
 亦其藏之師傳之改却也下也其也其也



